

合意書

物価高に負けない日本経済を実現するためには、実質賃金をプラスにし手取りを増やすとともに、国内投資を促進し成長力を底上げすることで、経済の好循環を生み出す必要がある。

こうした認識の下、自由民主党及び国民民主党は、以下に合意するとともに、今回の合意を第一歩として更に協力を進めていく。

1. 別紙のとおり、昨年12月の「3党合意」で合意した、いわゆる「103万円の壁」については、「178万円」まで引き上げる。これにより、納税者の約8割をカバーするように手取りを増やす。
2. 所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行う。
3. 高校生の扶養控除については、当面、これを維持する。
4. いわゆる「ハイパー償却税制」を求める国民民主党の主張を容れ、全ての業種に対し、建物を含む広範な設備を対象とする即時償却・税額控除に加えて、繰越控除を認める大胆な設備投資減税を導入する。
5. 自動車税、軽自動車税の環境性能割については、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、これを廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

6. 上記1～5の実現のために必要となる令和8年度税制改正法案及び令和8年度予算について年度内の早期に成立させる。

令和7年12月18日

自由民主党 総裁

高市早苗

国民民主党 代表

玉木雄一郎

(1) 物価連動（2年ごとの見直し）

- ① 「基礎控除（本則）」（現行 58 万円）を、消費者物価指数（総合）に連動して 4 万円引き上げる。
- ② 「給与所得控除の最低保障額」（現行 65 万円）を、「基礎控除（本則）」の引上げ額と同額の 4 万円引き上げる。

(2) 「三党合意」を踏まえた対応

- ・ 今後、課税最低限は生活保護基準を勘案して見直すことを基本とする。
- ・ ただし、働き控え問題に対応するとともに、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、課税最低限を 178 万円となるよう特例的に先取りして引き上げる。

具体的には、現行「37 万円」の「基礎控除（特例）」と「給与所得控除の最低保障額」を（1）と同様にそれぞれ 5 万円引き上げる。併せて現行「37 万円」の「基礎控除（特例）」の対象を現行「年収 200 万円まで」から「年収 475 万円まで」に拡大する。さらに、年収 475 万円から 665 万円までを対象とする現行「10 万円」の「基礎控除（特例）」を 32 万円引き上げる。

（今後、生活保護基準が 178 万円に達するまでは、課税最低限 178 万円を維持し、（1）の物価連動による引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく。）

※（2）の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和 7 年度改正において時限措置とされた「基礎控除（特例）」を含め、令和 8 年・9 年の時限措置として講ずる。

（3）これらにより、全納税者の「所得税の負担開始水準」（＝基礎控除 + 給与所得控除）は 178 万円以上となる。